

太陽光発電施設設置事業計画 統合審査チェックリスト

事業者名（届出者）			施設名称							
設置場所			発電出力							
受付日			届出書類担当者	(連絡先)						
FIT / 非FIT区分		☐ FIT / FIP制度の対象 ☐ 非FIT（自家消費・自主設置等）								
大項目 / 審査確認事項		根拠条項	提出書類・添付図書	縮尺等	明示すべき要件・備考		事業者 確認	市確認	不備内容・備考	市判定
1. 適用範囲および事前手続きの確認（本条例の対象となるか・期限の遵守）										
1	発電出力および太陽電池の合計出力が「10kW以上」かつ「5000㎡未満」であるか	条例第3条	設置事業計画届出書（様式第2号）	様式第2号	正本1部・副本1部の計2部揃っていること（規則第14条）。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
2	建築物の屋根・壁面・屋上「以外」に設置される施設であるか（屋根上等は対象外）	条例第2条第1号	設置事業計画届出書（様式第2号）	様式第2号	現況写真等と照合して確認。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
3	兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づく届出施設ではないか（県届出済の場合は市条例対象外）	条例第3条ただし書	設置事業計画届出書（様式第2号）	様式第2号	兵庫県条例の対象（出力1000kW以上等）に該当しないか確認。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
4	設置工事に着手する日の「30日前まで」に届け出がなされているか	条例第10条第1項	設置事業計画届出書（様式第2号）	様式第2号	受付日と着手予定日を確認。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
5	届出を行う前に、近隣関係者に対して事業内容の説明を適切に行い、理解を得る努力をしているか	条例第9条第1項	近隣関係者説明実施報告書	様式第1号と様式例I	【添付必須】①説明配布資料の写し、②説明先近隣関係者名簿 ※近隣関係者：10m以内の土地建物所有者・借地人、地元自治会等 ・説明会等で住民から寄せられた意見・要望に対し、事業者が真摯に対応（計画修正や説明書の再提出等）しているか。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
6-1	事業者（届出者）の身元・土地の権利関係が適正に確認できるか	手続要件	事業者の住民票 事業区域の土地登記簿 謄本 公図の写し	- - 地籍図等	法人の場合は「登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）」。賃貸借等の場合は「権利関係が確認できる書類（契約書等）」も添付。 公図には隣接地の地番、地目、地積、所有者情報をすべて記入。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
6-2	【事業者（届出者）以外の事業者が存在する場合】 事業者（届出者）との関係性が適正に確認できるか	手続要件	委任状、または業務委託契約書の写し等	-	正式な委任（または委託）関係が分かる書類が添付されていること。		☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
2. 施設基準の審査：① 災害の防止に関する事項（地盤・排水・他法令）										
7	事業区域に原則として「禁止区域」が含まれていないか ※他法令で許可されている場合を除く	条例第7条 規則別表第1(2)	位置図 他法令に関する許可書等の写し	1/1,000以上 -	禁止区域：砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、保安林、農用地区域 該当する場合は、砂防法、急傾斜地法、地すべり法、森林法、農地法等の許可書・承諾書の写しを添付。		☐ 必要 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
8	設置される地盤の勾配が「30度以下」であるか ※地盤調査等により安定性が確認されている場合を除く	規則別表第1(2)	土地利用計画平面図 断面図 (土地造成計画平面図/縦横断面図)	1/500以上 1/500以上 (1/1000・1/100以上)	方位、縮尺、事業区域の境界、工作物位置、切盛土前後の地盤面、法面保護方法などを明示。 ※切土・盛土を行う場合のみ造成計画図が必要。		☐ 必要 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合

大項目 / 審査確認事項		根拠条項	提出書類・添付図書	縮尺等	明示すべき要件・備考	事業者 確認	市確認	不備内容・備考	市判定
9	雨水等を有効に排水するための措置（排水施設、放流先の確保等）が適切に計画されているか	規則別表第1(2)	排水施設計画平面図 流量計算書	1/500以上 －	【図面明示】方位、縮尺、排水区域の境界、排水施設の位置・種類・材料・形状・寸法・勾配、流向、吐口位置、放流先名称 【計算書】事業区域内の雨水排水に係る計算根拠・計算書	☐ 必要 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
3. 施設基準の審査：② 生活環境の保全に関する事項（反射光・騒音・柵隔離）									
10	太陽電池モジュールは低反射なものを使用し、反射光が周辺環境を害さない配置・傾斜角度になっているか	規則別表第1(1)	設計説明書 土地利用計画平面図	－ 1/500以上	【設計説明書】生活環境保全事項に反射光対策を明記。 周辺住宅への影響がないか角度・配置を確認。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
11	住宅地と隣接する場合、境界部分に必要な応じ目隠し等の遮蔽措置が計画されているか	規則別表第1(1)	土地利用計画平面図 現況写真	1/500以上 カラー	塀・柵・擁壁等の位置・形状・寸法を明示。 周辺状況が多角的に分かる鮮明なカラー写真を添付。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
12	パワーコンディショナ等の稼働音・振動が、近隣住民や周辺環境に影響を与えない配置・構造になっているか	規則別表第1(1)	設計説明書 土地利用計画平面図	－ 1/500以上	【設計説明書】生活環境保全事項に稼働音・振動対策を明記。 パワコンの設置位置が隣地境界から十分離れているか確認。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
13	第三者が容易に事業区域内に立ち入れないよう、柵や塀が周囲に適切に設置されているか	規則別表第1(1)	土地利用計画平面図 設計説明書	1/500以上 －	工作物・柵・塀の位置、形状、寸法を明示。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
14	【重要・宍粟市ルール】感電事故防止のため、太陽電池モジュールと柵等の間に適切な距離が確保されているか	規則別表第1(1)	土地利用計画平面図 断面図	1/500以上 1/500以上	モジュールと柵との離隔距離が「1メートル以上」確保され、その寸法が図面に明記されていること。 その他、図面に構造物等を表記する場合は、その寸法を図面に明記すること。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
4. 施設基準の審査：③ 維持管理・廃止後において行う措置（標識・放置禁止・撤去資金）									
15	名称、設置場所、出力、設置者・管理者の連絡先等を記載した標識（サイン）を見やすい場所に設置する計画があるか	規則別表第1(2)	設計説明書 土地利用計画平面図	－ 1/500以上	標識の設置予定位置を図面に明示、仕様を説明書に記載。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
16	建設残材の飛散防止、雑草の繁茂対策等、周辺環境へ悪影響を与えない適切な管理体制があるか	規則別表第1(3)	設計説明書	－	維持管理事項に雑草繁茂・飛散防止対策の体制や頻度を具体的に明記。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
17	破損した太陽光発電施設を放置せず迅速に修理・撤去する計画となっているか	規則別表第1(3)	設計説明書	－	維持管理事項に緊急時の対応体制、放置禁止の旨を明記。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
18	【FITのみ対象】 将来の施設の撤去・処分費用について、積立等による計画的な調達を行う計画（資金確保案）があるか	規則別表第1(3)	設計説明書 再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書の写し	－ －	【★FIT/FIP認定事業のみ提出必須】 ・設計説明書：「廃止後措置」の項目に資金確保案（積立計画等）を具体的に記載。 ・添付図書：再エネ特措法に基づく経済産業省からの認定通知書の写しを添付（非FITの場合は添付不要）。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合
19	施設廃止後、実際に撤去が完了するまでの期間も、適切な維持管理を行う計画か	規則別表第1(4)	設計説明書	－	「廃止後措置」の項目に撤去完了までの管理責任・方法を明記。	☐ 適 ☐ 不要	☐ 受理 ☐ 不備		☐ 適合